平成30年７月豪雨における入学手数料の徴収猶予に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県立幡多看護専門学校（以下「学校」という。）へ入学を志願する平成30年７月豪雨の被災者に対する入学手数料について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の６第１項第３号に基づく徴収の猶予について必要な事項を定めるものとする。

（徴収猶予の要件）

第２条　学校の入学を志願する者が、平成30年７月豪雨に際し災害救助法適用地域内に住所又は居所を有していた被災者で、「罹災証明書」が発行される者であるときは、入学手数料の徴収を猶予する。

（徴収猶予申請の手続等）

第３条　前条の規定により入学手数料の徴収猶予を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、入学手数料徴収猶予申請書（別記第1号様式）に「罹災証明書（コピー可）」を添付し、校長を経て高知県知事に申請するものとする。

２　高知県知事は、前項に規定する申請があった場合において、徴収猶予の決定を行うとともに、校長を経て申請者にその旨を通知する。

３　前項の決定を受けた入学手数料の徴収猶予期間は、校長の指定する納付期限の翌日から平成30年10月12日までとする。

附　則

　この要綱は、平成30年８月24日から施行する。

別記第1号様式

入学手数料徴収猶予申請書

平成　　年　　月　　日

高知県知事　　尾﨑　正直　様

　今回の平成30年７月豪雨において被災したため、県立幡多看護専門学校の入学手数料の徴収猶予を申請します。

１　申請者

　　　　住　所

　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　連絡先

世帯主

２　学資等生計維持者（同居の場合は記載不要です）

　　　　住　所

　　　　氏　名

　　　　連絡先

　　　　申請者との関係

３　被災地

　　　　住所